

# 福祉タクシー まめなカー

市では、下呂・萩原・金山地域を範囲として、介護認定を受けてみえる方や障がい者手帳をお持ちの方を対象に、タクシー車両を利用した乗合方式による移動サービス「福祉タクシーまめなカー」の運行を行っております。

利用者登録制となりますので、登録を希望される方は、右の登録申込書を切り取って星雲会館福祉部、金山振興事務所、下呂市役所市民サービス課のいずれかの窓口へ提出してください。

## 「福祉タクシーまめなカー」って何？

電話で事前予約をして利用する乗合方式の会員登録制タクシーです。行きたい目的地を最大5か所まで事前登録し、運行は自宅から目的地もしくは目的地から自宅の間でのみ行います。

## だれが利用できるの？

福祉タクシーまめなカーに利用者登録できる方は、①介護保険認定者（要支援・要介護）、②障がい者手帳所持者（身体・知的・精神）、③心身の状態が①②と同等以上と地域包括支援センターが認めた方です。また利用者の付添人として1人まで無料で同乗できます。

運行区域が下呂・萩原・金山地域を対象としているため、上記の対象者のうち下呂・萩原・金山地域に居住（入所施設等でも可）するのみが利用者登録できます。

## いつ、どこを、どのように運行するの？

運行は月曜日から土曜日の午前8時から午後5時までとし、日曜日はお休みです。

運行区域は下呂・萩原・金山地域の範囲とし、登録できる目的地は下呂・萩原・金山地域内の、官公署・公共施設・病院・医院・治療院・福祉施設・駅・バス停・商業店舗等で、個人の住宅等は登録できません。また一部登録申請を却下する場合があります。（裏面参照）

福祉タクシーまめなカーで乗り降り出来る場所は、自宅と登録した目的地だけです。目的地から目的地への移動は、本サービスでは利用出来ません。

運行間隔は、同一方面で概ね1時間に1本です。予約に応じて乗り合わせのルート設定をするため、早めのお迎えや、帰りの待ち時間などをご協力いただくことがあります。

予約状況によって、単独乗車になる場合と複数乗車（乗り合い）になる場合があります、単独乗車と複数乗車では料金が違ってきますのでご了承ください。

※裏面もご覧ください

下呂市福祉乗合型移動サービス事業利用者登録（変更登録）申込書兼情報提供承諾書

年 月 日

下呂市長 様

下記により、下呂市福祉乗合型移動サービス事業実施要綱に基づく利用者登録（変更登録）を申し込みます。また登録に関する個人情報を、予約受付を行う事業者へ情報提供することを承諾します。

記

ふりがな			
氏名		性別	男 女
住所 (居住地)	〒 下呂市		
電話番号		生年月日	年 月 日
登録目的地 (5か所まで)	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
備考	※福祉事務所記入欄 要介護      要支援      身障手帳      精神保健手帳      療育手帳      包括		

(注) 介護保険被保険者証又は障がい等級が確認できる手帳のコピーを添付すること。

### 【利用者登録の方法】

- ① 表面の申込書に必要事項を記入の上、介護保険証または障がい者手帳のコピーを添えて、下呂市役所市民サービス課、福祉部社会福祉課（星雲会館1階）または金山振興事務所へ提出してください。
  - ② 起点となる現住所は、自宅の他、居住している高齢者入居施設等でも登録できます。
  - ③ 市で申請者の自宅（居住地）から登録目的地までの距離を測定し、料金を登録者証に記載します。登録者証は後日、予約方法の案内と一緒にご自宅へ郵送します。
- ※代理の方が記入・申請しても結構です（委任状不要）。

### 【登録できる目的地】

目的地として登録できる施設等は、下呂・萩原・金山地域にある下記の施設等です。申込書には施設等が特定できる一般的な名称を記入してください。

- (1) 官公署、公共施設（市役所・市民会館・公民館など）
- (2) 病院、医院、治療院等の医療機関
- (3) 福祉事業者が運営する施設（老人ホーム・授産施設・グループホームなど）
- (4) 駅、バス停等の公共交通機関の乗降場所
- (5) 商業施設（一般の店舗など）
- (6) その他市長が必要と認める施設

※個人の住宅や遊興施設等は登録できません。

※まめなカーの料金の割引分はすべてタクシー事業者の負担によって賄われていますので、自宅と目的地が共にタクシー営業所から遠隔地にある場合（遠くまでお迎えに行った上での近距離利用）は、市とタクシー事業者との協議の上、登録を不可とすることがありますのでご了承ください。

### 【利用者登録にあたっての注意事項】

- ① 申請者の個人情報は市で保管する他、予約受付を行う事業者提供いたしますので、ご了承ください。なお申請者の個人情報は、本サービス以外に使用されることはありません。
- ② 距離の測定は、パソコンソフトで計測したものを自宅から目的地までの距離としますのでご了承ください。目的地までの距離と料金は、市から郵送する登録者証に記載されています。

### ●利用者みなさまへ

“福祉タクシーまめなカー”は通常のタクシーとは違い、「バス停までが遠い」「バスへの乗降がしづらい」「福祉有償運送が使えない」といった移動制約者のため、市とタクシー事業者の協働によって運行される特別な乗り物です。

基本的に他人と乗合になることを前提として運行しているため、ルート設定によっては、お迎え時間が早くなったり、帰りの待ち時間が長くなる場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

問合先 下呂市役所総合政策部まちづくり政策課 TEL 0576-24-2654（直通）

### どうやって利用するの？

福祉タクシーまめなカーを利用するには、まず利用者登録が必要です。登録申込み後、市から登録者証が郵送されますので、予約の時や乗車の時は必ず携行してください。

利用の予約をする時は、原則、前日の午後4時まで電話してください。ただし当日予約については、午前10時以降の運行であれば、1時間前まで受付可とします。

※登録者証と一緒に利用方法の案内を郵送しますので、詳しくはそちらをご覧ください。

### 料金はいくらですか？

料金は、自宅と目的地までの距離に応じて決まります。それぞれの目的地までの料金をあらかじめ記載した登録者証を発行します。料金は単独乗車になった場合と複数乗車（乗合）になった場合とでは異なりますのでご注意ください。単独乗車になるか複数乗車になるかは、予約状況に応じて予約センターが決定しますのでご了承ください。付添人は1人まで無料で同乗できますが、複数乗車の人数にはカウントできません。

複数乗車の場合は、一人ひとり既定の料金を支払います。例えば知り合い同士で乗り合っ

て同じ場所へ行く場合等は、通常タクシーで割り勘にした方が安くなる場合があります。

#### ◆料金表（一部抜粋）

自宅からの距離	単独乗車料金	複数乗車料金 (一人あたり)	【参考比較】 中型タクシー料金 (迎車料含む)
Km	円	円	円
1. 5	780	500	940
1. 7	890	550	1,040
1. 9	980	600	1,140
2. 1	1,050	650	1,240
2. 3	1,120	700	1,340
2. 5	1,180	700	1,440
(以下一部抜粋)			
3. 1	1,370	800	1,640
5. 1	2,020	1,250	2,540
8. 1	2,790	1,950	3,940
10. 1	3,290	2,400	4,840
20. 1	4,900	4,000	9,340
50. 1	7,490	6,250	22,940

※50. 1kmまで200mごとに料金加算されますが、遠距離になるほど加算額は少なくなっています。本表では2. 5km以降は目安となる距離を抜粋して掲載しています。  
※まめなカーの料金の割引分は、すべてタクシー事業者の負担によって賄われています。